

午後2時00分開会

○池田委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。西岡委員が体調不良、小枝委員が弔事のため、また子育て推進課長が私事都合、保健サービス課長が公務のため、それぞれ欠席となっております。また、子ども施設課長が、通院のため途中退席となります。

本日の日程をご覧ください。陳情審査が2件、報告事項は、子ども部が3件、保健福祉部が1件です。先ほどご報告いたしましたとおり、子ども施設課長が途中退席とのことですので、和泉小等整備の報告のみ先に受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、先に日程の2、報告事項のうち、子ども部の（2）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料2-1に基づきまして、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）に対するパブリックコメントの結果概要についてご説明いたします。なお、本件は公園に関わる内容でもあるため、本日の環境まちづくり委員会でも同じ内容にて報告が行われます。

それでは、項番1、一体的整備構想についてです。和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設の一体的整備を、今後、具体的に進めていくにあたり、改めてその考え方と今後の方向性を一体的整備構想（素案）としてまとめ、区民等に向け意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

項番2、パブリックコメントの結果です。意見の募集期間は、令和7年12月5日金曜日から12月22日月曜日まで、土日を3回含む18日間、実施いたしました。

意見の提出方法としまして、区ホームページの送信フォーム、ファックス、電子メール、郵送、直接持参により受付を行いました。

周知方法としまして、広報千代田、区ホームページ、区広報板、ここまではほかのパブリックコメントと同じですが、今回は加えまして和泉小学校・いずみこども園のすぐ近くでも配信するとともに、隣接する台東区のホームページにてパブリックコメントの実施を周知しました。

そして、区ホームページ、区役所2階区政情報コーナー、区役所4階子ども施設課、各出張所、ちよだパークサイドプラザ、和泉小学校、いずみこども園及びいずみこどもプラザにて素案を閲覧に供しました。

意見の提出者は、在住者の方3名、在勤者の方1名、そして保護者・職員による団体様からご提出を頂きました。頂きました意見ごとにカウントしました意見の総数は、33件となりました。意見内容と区の考え方を、資料の2-2にまとめております。それでは資料の2-2をご覧ください。

33件のご意見をそのまま記載し、少しまとめつつ、区の考え方を記載しております。全体としましては、本構想が示す公園と学校敷地の入替え、一体的整備の考え方、方向性そのものについての大きな反対意見はございませんでした。多くのご意見は、本構想を策定した後のその先の具体的な整備内容に関するものでありましたので、今後の計画、設計段

階において参考とさせていただきます。このため、A、B、C、Dという、ご意見に対する反映区分についても、Bの「意見の趣旨が既に整備構想（素案）に反映されているもの」、Cの「今後検討のために参考とするもの」が中心であり、Aの「意見を踏まえ、整備構想に反映したもの」はございません。なお、ご意見のうち、主に公園に関する内容につきましては、環境まちづくり部において区の考え方を確認しております。

それでは、子ども部の学校等施設に関するご意見に対する区の考え方として、共通しているところがございますので、代表的な一つについてご説明いたします。

資料2-2の2枚目になります。2枚目に区の考え方をまとめておりますが、その中で、ちょっと細かくて恐縮ですが、No.10、11、17、19、22、25、28、32についてと、学校等施設関係と少し括弧で書かせていただいている、そちらでございます。

ちょっと読ませさせていただきます。「素案第5章で示したとおり、公園は1階、校庭は2階と上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤校庭パターン」にて、整備内容を具体化していきます。このため、校庭は2階レベルとなり、こども園は送り迎えのしやすさ等に配慮して低層階に配置し、中層階は小学校の配置を想定しています。いただいたご意見は、こうした全体の配置を前提とした上で、今後の基本計画や施設設計の中で反映できるか検討していきます。特に優先してほしいという保育室や園庭から校庭への動線についてのご意見も、全体の配置の中で検討していきます。また、検討にあたっては、現施設の職員との意見交換を引き続き行っていきます」とさせていただきます。

それでは、資料2-1にお戻りください。

項番3、今後の予定です。令和8年1月末、今月中に、先ほどご覧いただきましたパブリックコメントの結果をホームページに公表し、令和8年2月、一体的整備構想の策定とする予定です。策定する整備構想（案）は、資料2-3のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 はい。三十数件ご意見があったということですがけれども、これ、子ども部の受け止めとしては、この数というのは、多いほうなのかと受け止めているのか、もうちょっと意見が欲しかったなというところなのか、どちらですかね。

○川崎子ども施設課長 既に、ご意見の拾い方としましては、これまでオープンハウス等も行っている中で、頂いた意見と重なるところはあるところがありますが、そうした中で、特に団体様というのは、職員や関係する保護者の方から頂いたものですが、件数としては、非常に充実した意見を頂けたかなと。

ただ、ここに対する区の回答でも少し書かせていただいておりますが、特に、施設の中でどのフロアに何を置くかというのは、それぞれの最適解、一方的に聞くと、また別のところが非常に不都合になる場合もありますので、ここは、十分に考えながら進めていきたいと思っております。

加えまして、繰り返しですが、先ほど少し読ませさせていただいた中で、中で働かされている職員の方も非常にやはりお詳しいところがございますので、今も検討会の中に入らせていただいておりますが、より聞いていきたいと思っております。○牛尾委員 分かりました。これだけの意見が来ているので、これ、全ての意見を取り入

れるというのは、ほぼほぼ無理なことだと思いますけれども、最大限、生かしていただければなと思います。

一つ、1 ページ側の新しい公園にバスケットゴールという意見がありました。これ、結構私も、和泉公園にないかな、できればいいなという声は結構聞いているんですけども、これはもちろん公園整備をどうするかというのは、これだけの意見に縛られるもんじゃないからというのはあるんですけども、そうした意見も取り入れて、どういう公園が一番、この利用者、また周辺住民や区民にとっていいことなのかというのは、錦華公園で何回か集まって話し合いを進めてきて、いい公園になったという事例もありますんで、それも参考にね、これは、ここじゃなくて道路公園課の話になるんでしょうけれども、ちょっと協力し合って、その公園についても、いろんな方の意見が取り入れられて整備ができるような体制というのは、ちょっと考えていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。説明の途中でも、二つの部にまたがる構想もあるので、公園に関することは主に環境まちづくり部とお伝えしておるところです。

一方で、またがりつつも一体的整備ということで、両者、それぞれ拾い上げた地域の声をお互いに共有しながら、最適なものを探っていくというのは共通認識でございますので、頂きましたご意見も、環境まちづくり部と共有しながら進めていきたいと思っております。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）に対するパブリックコメントの結果概要についての質疑を終了いたします。

それでは、日程に戻りまして、日程の１、陳情審査に入ります。１２月８日、９日の議会運営委員会にて、文教福祉委員会に新たに２件の陳情が送付されました。送付７－４３、「千代田区生活支援課による不適切な対応について」について審査したいと思います。陳情書の朗読は省略いたします。

本件の内容をご覧くださいますと、審査請求に係る内容が大部分を占めており、こちらは東京都における審査結果を待っている状態とのことです。不確定かつ個別具体的な話は、当委員会での陳情審査に当たってはなじまないということで、陳情書最後の３行、相談体制という部分についてのみ審査したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、それを踏まえて執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○前畠生活支援課長 現在の生活支援課での相談体制について、情報提供をさせていただきます。

現在、区ケースワーカーは原則福祉職が配置されておりまして、皆さん、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者となっております。また、会計年度任用職員である生活保護相談員につきましても、採用時に社会福祉士か精神保健福祉士のいずれかの資格を有することを条件としておりますので、全員が有資格者となっております。

窓口におきましては、ケースワーカーや相談員だけではなく、必要に応じて隣の係に配置をされております女性相談員ですとか自立支援相談員との連携、さらには障害者福祉課や保健所、えみふるやL i g h tなどとも情報共有しながら、お一人お一人の特性や抱える悩みに応じて、丁寧に対応させていただいているところでございます。

情報提供は以上になります。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

先に私のほうから1点といいますか、今、課長の説明のとおり、既に担当の課では有資格者の配置をしている、また、今後も丁寧な対応をしていくというところが見受けられまして、本陳情趣旨への対応としては確認が取れているかと思っておりますが、皆様、意見がございましたら、何か。

白川委員。

○白川委員 体制に不備がないことはよく理解しました。それでノウハウの部分ですね。こういう難しい対応というときに、こういうトラブルがあったとか、あるいはこういうふうにしたらうまくいったみたいなノウハウの共有みたいなのがうまくいってれば、何の問題もないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○前畠生活支援課長 そういったケースの対応記録につきましては、中でケースワーカー会議ですとか、そういった会議の中で情報共有をしながら、また相談をしながら、なかなか、こういった対応、1人のケースワーカーですとか担当職員だけで抱えるにはかなり負担も大きくなりがちですし、ふさぎ込んでしまう場合もございますので、そういったことにならないように、組織としてみんなでチームで対応していくというところは、日々検討をしているところでございます。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 相談体制のことは伺いました。ただ、やっぱり1人の人が1人の担当と。1人の生活保護の方が1人の担当というわけじゃなく、一応、ちゃんとチームというか、複数人で協議して対応しているということで、そういう認識でよろしいんですかね。

○前畠生活支援課長 ケースワーカーと、あと、また係長であったり、査察指導員もおりますし、また所属長である私のほうもケースワーカー会議等には出席をしまして、情報共有をしながら、一人一人の職員に大きく負担がならないように、また、いろんな、多方面でそういった支援を検討できるように、情報共有を心がけてございます。

○牛尾委員 いま一つ、やはり、この物価高によって暮らしは大変になっている方が増えているという状況で、やっぱりもう生活保護に頼らざるを得ないという方も、今後増えてくると思うんですけども。先日の、去年の決算かな、生活保護、要するにケースワーカーが担当する保護の数というのは、国基準まではいっていないという答弁でしたけれども、それでも数十人からいっちゃうということ。

今後、そうした相談者が増えていくということは、やはりその分、職員の負担になると思うんですけども、そうした場合、例えばケースワーカーを増やすとか、臨時で雇用するとか、そういったことは検討されているんですか。

○前畠生活支援課長 現在、ケースワーカーにつきましては、委員ご指摘のとおり、国の基準である1人当たりの担当世帯数80は下回っておりますので、適正な範囲に収まって

いるものと認識はしております。しかしながら、特に精神的な負担が大きくなりがちな職場であることは間違いございませんので、休職者や退職者が出ることから、福祉職の皆さんがその専門性をより生かしつつ、働きやすい環境を整備していくことというのは大変重要だと考えておりますので、引き続き、適切な体制については検討を進めてまいりたいと思っております。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。繰り返しになりますけれども、それでは、本陳情の趣旨への対応としては確認が取れたかと思しますので、以上で審査を終了したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で審査を終了いたします。

続いて、送付7-44、千代田区内の民泊施設に対する監督体制の強化を求める陳情について審査したいと思います。

陳情書の朗読は省略いたします。本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○市川生活衛生課長 では、ちょっと補足説明をさせていただきます。

まず、陳情にありますとおり、区では、制度開始以来、独自の条例でもって区内民泊施設の改正に関して規制を行ってきたところでございます。陳情において幾つかご指摘を頂いておりますが、やや事実誤認の箇所もあるのではないかとこのように思っております。ただ、その中で、3、標識の記載事項の部分でございしますが、区で交付している標識に一部記載漏れがあったことが判明し、差替えの措置を取っております。この点につきましては、大変申し訳ございませんでした。

区では、民泊施設、違法民泊施設に対し監視指導を継続しているところでございます。当委員会でも何度か報告させていただいておりますとおり、民泊施設は増加傾向にございます。違法民泊に関する苦情相談も増加しているところでありまして、今般、条例の改正を含めた規制の強化を検討しているところでございます。

以上でございます。

○池田委員長 はい。委員の皆さんから執行機関に確認したいことはございますか。

○おのぞら委員 規制強化の方向へ進まれているというのはよろしいかと思っております。ただ、この陳情の中で、4番のところ、「悪質な事業者の中で「区の監視体制が緩く、虚偽の届出でも営業できる」との認識が広まっている可能性も否定できません」というところがあるんですけども、そちらについてはいかがですかね。監視体制としては、まあ、緩いということはないと思うんですけど、より一層強化するという方針があるのかどうかですとか、あるいはそういう業者の中でそんな認識が広まっているということを何かキャッチされていたりとか、そういったところはいかがでしょう。

○市川生活衛生課長 まず、監視体制が緩いかどうかというふうに、業者がどういうふうに思っているかというところは、正直あまり分からないところではあります。ただ、違法状態があるかどうかということについては、様々な情報を基に調査を行いまして、違法

が確認できたら、直ちに指導に入っているという状況ではございます。

ただ、民泊施設がオートロックのマンションの中にある施設ですと、なかなか立入りか難しい施設やなんかもありますので、その辺のところは、逆に事業者を呼び出して事実確認をすとか、そのような対応を取っているという状況でございます。

○おのでも委員 規制体制について――監視体制ですね、監視体制について、人員を強化するすとか、あるいは監視する時間を増やしているとか、そういったのは今後いかがですか。そういった計画ってあるのかどうか。

というのも、路上喫煙の対策については、時間を延ばしていただいたりとか人を増やしていただいたりとか、柔軟にしっかりと対応していただいているところがあるんですね。で、こういう民泊施設に対する規制についても、しっかりとそういった柔軟な対応といいますか、状況に応じた強化というのは必要だと思うんですけど、そういったところのお考えというのはいかがなんでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず、課の人員につきましては、今のところ大きく変更するという予定はございませんが、来年度には、それぞれの係の執行体制ですとか、特に民泊や何かの取締りを行っている会計年度任用職員の運用方法などを変更しまして、より多くの人員が違法民泊、あるいは既存民泊施設の監視に当たられるように、工夫をして対応していきたいと考えております。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 区としても、今後、民泊については厳しく取り締まっていくという方向なんでもいいと思うんですけども、最後のこの要望事項の中で、2番は厳正に対応するということは、これはやって、今でもやっているし、今後やっていくと思うんですけども、1番の監視といふかな、チェック体制ですよ。これ、要するに事前通知を伴わない実地訪問というのを書いてあるんですけども、これは今、どういう状況なのか。それとも、今後、事前に通知せずに見に行くということが可能なのかどうか、いかがですか。

○市川生活衛生課長 まず、違法民泊の発見とか通報があった際には、原則として施設には事前通告をせずに、速やかに現地調査を実施しております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、施設の中に直接立ち入れない立地にある、特にオートロックのマンションの内部にある施設につきましては、なかなか、直接、部屋を訪ねていくということが非常に難しいところがございますので、その場合には実際に旅行者と思われる方が該当する建物から出てきたところをインタビューして、宿泊の事実を確認した上で、違法営業が確定していることを確認した上で、速やかな、営業を中止するように指導しているという状況でございます。

○牛尾委員 先ほどの課長の答弁だと、要するに電話があった場合に見に行きますよと。通知せずに見に行きますよということだったけども、この陳情だと、「四半期に一度」と書いてあって、定期的にやってほしいという旨だと思うんですけども、そうしたことは可能なんですかね。

○市川生活衛生課長 恐らく既存施設に対する監視のことを陳情者はおっしゃっているのではないかというふうに思っているんですが、既存施設につきましては、四半期に一度というか、定期的な監視というよりは、その都度、必要に応じて監視をしているという状況

でございますし、また、2か月に1回、事業報告を義務づけるとかございますので、その報告の中で疑問点や何かがある場合には逐次監視をして、必要に応じて指導しているという状況でございます。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○白川委員 先ほど事実誤認とおっしゃっていたところを、どこが事実誤認か一応確定したほうが、言いつ放しだと陳情者に失礼だと思しますので、ちょっと具体的に指摘していただけますでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず事実誤認じゃないかという部分でございますが、何か所かございまして、例えば1のご質問の中のところで、「自身が居住または所有する区内物件を一時的に民泊利用しているのではなく、民泊届出の数ヶ月前に賃貸契約を締結した形跡がある」というようなご指摘がございました。で、このところにつきましては、民泊につきましては、家主が居住している、あるいはその建物が過去に賃貸物件として借主を募集している、そういったようなことがあれば民泊としての届出を受理しておりまして、おおむね3か月、少なくとも賃貸の募集をする場合、3か月は募集をしていたということが確認できましたら、その場合には民泊の届出を受理しているところでございます。ですので、ご指摘いただいたケースにつきましては、現在の国の指導から見ても違法と判断することが難しいというのが、まず一つでございます。

それから、2番目のところに「制限区域図における100m規制への抵触」というところでございますが、学校の敷地から100メートルの範囲の円の中にまたがって民泊施設が存在する場合の考え方でございますが、民泊がある敷地の過半が区域内にある場合のみ規制対象となるというふうに条例で定めてございますので、現在の届出施設については、一部の届出施設が100メートル以内にある民泊施設がございまして、敷地の過半を超えている施設はありませんので、ここについても、事実とは違うというところでございます。

それから、あと4番目のところで、旅館施設内における民泊営業は、手続逃れであり不適切ではないかというところでございますが、旅館営業者が民泊営業を行っているという事例があるということはこちらでも把握しております。これにつきましては、どちらも合法的な行為として行われておりまして、それは旅館を営んでいる営業者が民泊をしてはいけないという禁止規定はございませんので、組み合わせを行った場合でも、現行法上は違法と判断する根拠がないところでございます。

以上でございます。

○池田委員長 はい。3か所ですね。ということです。4か所か。はい。

白川委員。

○白川委員 ありがとうございます。この間の規制対策でかなりカバーできるかなというふうに思いますので、これについてはしっかりやっていただきたいなと思います。

で、こちら、ちょっと私も気になる場所があったんですが、どうも推測の域の部分、指摘というのがあるので、不安があるんだなというところを受け止めて、不安を取り除くような発信というのを、今後はぜひやっていただきたいと思います。要するに制度として適切かどうかとともに、ちょっとこういう、多分こういうことをやっていないからやっていないんじゃないかという、要するに決めつけみたいなのが、今後不安感から出てくる可

能性があるので、こういったことは大丈夫ですよということを、そっちの発信をぜひお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 ただいまご指摘いただいた点は我々も大変重要なことだと認識をしております。確かに不安感を取り除くというのは、なかなか、正直言って広報がちょっと足りないところもあるのではないかと考えておりますので、その辺、特に民泊の制度というのが旅館業となかなか区別がつきにくいというところもございますので、そういったところについて周知をしていくとともに、施設の周囲に悪影響を与えないように、事業者についても監視・指導を行ってまいりたいと考えております。

○池田委員長 はい。

副委員長。

○えごし副委員長 すみません、1点だけ確認で。

先ほどの不安感というところでもあったんですけども、これはもう確認なんですけれども、先ほど違法なところが見つければ適宜に指導していただいていると。そういう上で、指導した上で改善されたかの確認も、その後でしていただいているということによろしいですか。

○市川生活衛生課長 ええ。当然、指導して、そのまま放置はしないで、必ず改善が確認できるまで、指導は継続しているところでございます。

○えごし副委員長 ありがとうございます。で、またやっぱり違反したところ、実際の後の運用で、またどうかという部分も、例えばそのときは直しても、また、その後で同じようなことをする可能性もあるという意味では、例えば、また定期的に半年また1年後とかにも、もう一回確認するようなことがあれば、またこういう不安感も少なくなっていくのかなと思います。実際、今、やっていただければそうですし、もし、まだであれば、またそういうところも検討いただきたいなと思います。

○市川生活衛生課長 その点は、我々も非常に重要な点だと思っております。特に違反をする事業者というのは、指導をしても数か月でまた元に戻して同じことを繰り返すという事業者が大変多いという認識を持っております。ですので、違反についても様々なものがございますが、やはり悪質な違反をした事業者は繰り返し同じことをやる傾向にございますので、その点につきましては、定期的に違反状態が、また違反を繰り返していないかどうかということを確認していきたいと考えております。

○池田委員長 はい。

ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 ほかになければ、これで質問を終わります。

取扱いはいかがいたしましょうか。

〔「お返して」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

この案件、区内の宿泊施設、民泊については、前回の報告、委員会の報告のときにでも、委員の皆さん全員で、ほとんどで委員会としての議論が深まっているかと思います。

陳情内容にある指摘が一部是正されているということも確認ができました。所管として規制強化の方向性で動いているということもありますから、今後予定されている議案審査

も見据えて、執行機関にはしっかりと進めていただきたいことをこの場で申し入れて審査を終了し、陳情者にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。以上で、日程の1、陳情審査を終わります。

次に、日程の2、報告事項に入ります。子ども部（1）千代田区こども家庭センターの設置について、理事者からの説明を求めます。

○宮原児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料1-1に基づきまして、千代田区こども家庭センターの設置につきましてご説明をいたします。

まず、1番、設置の背景と趣旨でございますが、児童福祉法の改正で、母子保健部門と児童福祉部門が切れ目なく一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の整備が、市町村の努力義務化とされました。区もセンター設置により、妊娠期及び子育て期にきめ細やかな相談支援が受けられる体制をより一層整え、区民の皆様が安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現してまいります。

2番の目的についてでございますが、上記の趣旨を踏まえまして、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深めまして、両機能が一体的に相談支援を行うことで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱えるご家庭まで切れ目なく、漏れなく支援をしてまいりたいと思っております。

3番の組織でございます。こども家庭センターにつきましては、ハード面では、将来的には一つの建物または近接地に集約することを目指しつつ、当面の間は児童・家庭支援センター、千代田保健所それぞれの場所で機能連携により業務を実施し、組織統合等は行いません。なお、統括機能・児童福祉機能につきましては児童・家庭支援センター、母子保健機能は千代田保健所保健サービス課が担います。

下の概念図のとおり、保健サービス課、児童・家庭支援センターのオレンジの枠組みに係るそれぞれの係が、相談支援に関して連携して対応していく予定です。また、黄色の部分で、子ども相談窓口を区役所2階に設置して、子育てに関するあらゆる相談への助言や、各種の専門部署へのご案内等をさせていただきます。

ここで、資料1-2、千代田区こども家庭センターのイメージにつきましてご覧ください。

児童虐待の未然防止のためには、困難を抱えるご家庭への早期の介入と支援が必要であり、そのためには妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制が欠かせません。そこで、妊娠期から訪問支援が必要となるご家庭については、サポートプランを用いての支援を行い、出産前、出産後、子育てにわたって切れ目のない支援をしてまいります。また、各種支援につきましては、千代田区要保護児童対策地域協議会での地域連携や、地域資源を用いた各種支援メニューでつないでまいりたいと思っております。

また、資料1-2の裏面をご覧ください。

より安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するために、子ども相談窓口の拡充や、妊娠後期訪問の追加実施、新生児訪問による手厚いフォロー。また、国のガイドラインに基づきましたサポートプランを用いた合同ケース会議の実施。また、専門職の増員対応等を実施してまいりたいと思っております。

資料1-1に戻らせていただきまして、資料1-1の2枚目でございます。

4番の人員体制について、ご覧ください。法に基づくセンター長、統括支援員に加えて、人員体制表のとおり、母子保健・児童福祉両機能のそれぞれについて、麴町と神田の2地区に分けて支援をいたします。なお、(1)のセンター長は児童・家庭支援センター所長を予定し、統括支援員については母子保健・児童福祉両方に精通する専門職として、保健サービス課の保健師を児童・家庭支援センターに兼務する形で充てる予定でございます。

また、総合相談機能につきましては、現在も区役所2階で相談業務にあたっている子育てコーディネーターのほか、社会福祉士等の資格を持つ職員を加えまして、子ども相談窓口として拡充して、適切な助言や専門部署の紹介等を行います。

設置の予定日についてですが、令和8年4月1日から開始を予定しております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 2点ご質問します。1点目が、一体的支援ということでこれが始まったんだと思うんですけども、実際には組織統合などは行われず、人事面でもやっぱり兼務と専任が分かれているという、根本的な一体化の問題というのはやっぱり先送りされています。で、これ自体、別に問題ではなくて、そういった状況のときに、一体化を成し遂げるための補助輪みたいなのはお考えかどうかということが1点です。

もう一つは、一応、将来的に近隣に施設を集めるということをハード面でやっていくということを書いてあるんですが、今の千代田区の現況を見ると、土地の問題とか、いろいろな再開発の問題なんかを考えると、やっぱりこれは現実的ではないのかなという気がしています。ですから、ハード面で別に集約しなくても、ITなんかを使ってあたかも同時に情報交換ができれば、私は十分かなというふうに思いますので、少しそこは手直ししたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その2点をお伺いいたします。

○宮原児童・家庭支援センター所長 白川委員からご質問のありました2点につきまして、まず、両部門の一体化をきちんとやるための補助輪的な機能についてのご質問についてですが、まさに、その補助輪として、この統括支援員というものが支援の中核ということで、母子保健・児童福祉両方に精通した者が両者をつなげて対応していくというところでございます。母子保健部門で入った相談、また児童福祉部門で入った相談等につきまして、その統括支援員の専門的な知見、スキルを基にしながら、両者一体となってやっていくと。で、そこにつきましては、国のガイドラインに定めておりますサポートプランですとか、両者の合同ケース会議、これを定期的に行うことによって、両者のそれぞれの支援員が入って行って、いろんな議論を重ねて、よりよい支援について検討してまいりたいというふうに思っております。

また、もう一つのご指摘の、ここに「将来的には」というふうに書かせていただきましたが、令和8年4月1日に行う実態としては、機能連携というところでございます。中長期の枠組みの中では、より近いところが望ましいというところはあるかと思うんですが、委員ご指摘のとおり、児童・家庭支援センターは神田公園地区にございまして、保健所は九段下のほうにございます。そういった中でも、先ほどご提案いただきましたオンラインですとか、またメール、チャット、電話、そして当然、合同ケース会議は実態に両者顔を合わせるという形で、ITも駆使しながら、また実態のカンファレンスのほうも含めながら、一体的に両者で対応してまいりたいというふうに思っております。

○高木地域保健担当部長 児童・家庭支援センターのご説明に加えて、保健所側から情報共有について多少補足をさせていただきます。

こども家庭センターとしての設置は4月1日ということで進めているわけですが、今も、徐々にそういったITなどを使った情報共有の取組というのはスタートしております。現在も養育困難家庭であるとかそういったご家庭につきましては、リームスに両課がアクセスできる共有フォルダを作りまして、本人さんは、こちらである程度その支援してきた内容であるとか、そういったものは入力をして、共有できるようにしてご覧いただいているところです。

児童・家庭支援センター側の相談記録についても、保健サービス課の担当者がアクセスできるようになっておりまして、電話とかそういったアナログなツールだけでなく、そういった部分についても協力関係を深めているところですので、そういったものもより充実させて軌道に乗せて、協力関係を強化していきたいというふうに考えております。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 ありがとうございます。ある程度安心できました。で、今後は、不動産価格の高騰なんかを見て、やっぱり施設面で集約していくというのは難しいというふうにも心得て、その一体化って何かというところがあるんですが、一体化って共通言語であると思うんですね。同じ言葉を使えるようになれば、「あれ」と言えば、「ああ、それですね」というのが分かるようになれば十分であるので、そこだけ目指していただければいいかと。まあ、そこだけといっても結構難しいとは思いますが、それを目指していただければなと思います。

○宮原児童・家庭支援センター所長 白川委員ご指摘の件につきましては、そういったところを含めて、実際、令和8年4月1日から設置という形でやらせていただければと思います。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 今、いろいろ、るる説明いただいたんですけども、このこども家庭センターを設置することの最大のメリットというのは何か、お聞かせいただけますか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 最大のメリットというところは、いろんなメリットを区民の皆様にご提示させていただきたいと思いますが、目指すところで申し上げますと、今よりもっと、より安心して子どもを産み育てられる地域社会の実現に向けて体制を整えていくというところで、そういったところが区民の皆さんにとってもメリットになるのかなというふうに思っております。それに合わせて、各種のメニューを我々のほうで用意させていただくというところかなと思います。

○牛尾委員 うーん……。いまいち。

いや、これを作って、今でも児家センのほうでは、子育ての相談なり、レスパイトの支援だったりとか、いろいろやっていたらしゃるわけで、発達障害もそうですよね。で、今でもやっていることにプラスして、要するに福祉部門と一緒にすることによって何が変わるのかというのを聞きたいんです。要するに、国が法を変えたからやれ、やるんだというふうにしか聞こえなくて、この今やっている相談体制が福祉部と一緒にすることによって、どう大きく変わるのかというのを聞きたいんです。

○高木地域保健担当部長 先ほどの最大のメリットは何かということにつきまして、究極の目標は先ほどご答弁申し上げたとおりかと思うんですけども、これまで母子保健は母子保健、児童福祉は児童福祉ということで、それぞれの所管で、それぞれの立場と根拠法令に基づいてケースの支援に当たってきたところでございますが、そういった中で、主に虐待対策として、やはりその両課の連携が十分に取れていなかったような事案も、全国的にはやっぱり過去に見受けられたような状況にあったと。そういうところから、やはり母子保健と児童福祉が一体的に情報の共有をしながらケースに当たっていくことが最も重要だということから、こういった仕組みがつけられたものと理解しております。

で、何が変わっていくかという点につきましては、このイメージ図の裏面に、千代田区こども家庭センターに、相談支援強化ということでまとめさせていただいておりますけども、先ほどご答弁申し上げましたように、それぞれの部署では、今までも個別には連携・協力しながらケースに当たってきたところではございますが、今回のこども家庭センターを設置することによって、よりシステムティックにサポートプランによるメニューの提案であるとか、合同ケース会議による進捗の確認とプランの見直しであるとか、そういったところを大きく連携強化の柱に据えまして、それ以外に総合相談窓口の拡充であるとか妊娠後期の訪問、あるいは専門職員の増員によって、早くそういったご家庭をキャッチしまして、両課の連携による支援につなげていきたい、そういうところから設置をさせていただくものでございます。

○牛尾委員 うん。イメージ、つきます。そうであるならば、やはり、先ほど説明あったとおり、部署はそのままよということで、兼務もするよということで、もうちょっと、人の充実というのが必要なのかなというふうに思うんですね。やはり、きめ細かくご家庭に対して目を配って、何かあったら相談に乗ると、で、支援をしていくということであるならば、その人員の——先ほど統括支援員というのを配置していくよということですけども、その人員の配置というのはしっかりやっていくということによろしいですかね。

○高木地域保健担当部長 まず母子保健側の人員の体制からお答え申し上げます。

このこども家庭センターによる相談支援強化の右下に、人員体制強化という欄がございますが、こちらに増員の内訳を書いております。保健師を次年度当初から3名、任期付きの保健師を別に2名ということで、5名の増員を予定しております。ただ、こちらは母子保健単独ということではなくて、母子保健の支援対象の方であっても、精神の方もいらっしゃいますし、また精神保健のケースについても同じ係で支援を行っておりますので、そういった区民の方の支援を担当する保健師職全体として、5名の増員を考えているというところでございます。

○宮原児童・家庭支援センター所長 児童福祉部門でございますが、児童福祉機能の保健師1名、心理士1名につきましては、令和8年度の設置に合わせて、前倒して既に入庁しております、区の中でもしっかり研修等をやりながら、令和8年度に向けてという形で体制を整えておるところでございます。

また、子ども相談窓口につきましては、既にいる既存のコーディネーターに加えて1名増員という形で考えて、対応してまいりたいと思っております。また、今後も、そういった人員体制、専門職の研修体制につきましても、しっかり対応してまいりたいと思っております。

○牛尾委員 最後。

これは前区長のときに子ども総合サポートセンターをつくるよと大々的に言って、結局それがなくなっちゃったわけですけども、それでも、人員の研修なんかを行っていたということで、ようやくこれでこども家庭センターがこれからスタートしていくんで、しっかりと子育て支援、家庭の支援というのは、しっかりやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○宮原児童・家庭支援センター所長 委員ご指摘のとおり、家庭の支援というのは非常に大事なところでございます。今までもやってきておりますが、これからも令和8年度4月1日の開設後も、よりきめ細やかにやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。

えごし副委員長。

○えごし副委員長 1点だけ。この家庭センターを設置することで、また相談支援強化をしっかりといただけるということで、またお願ひしたいと思いますが、この支援強化の中で、新しく新規で行って拡充するということにも、妊娠後期の訪問であるとか、また新生児の訪問であるとか、来てもらうだけじゃなくて訪問して確認するというところもやっていたらいいということ、そこは本当にありがたいなと思っております。

そういう意味で、子ども相談窓口での相談も強化するという上では、やっぱり、なかなか忙しいとか、大変で、その相談窓口に行けないという方もおられるという中で、お電話とかということもあるんですけども、例えばまたこの妊娠後期とか新生児のときの訪問のように、どうしても来れない方はちょっと訪問して相談を聞くような、妊婦さんとか新生児以外で、もう少し子どもが大きくなった状態でも、行って聞けるような状態というのは、現状あったんでしょうか。ちょっと確認なんですけど、そこをお聞かせください。

○宮原児童・家庭支援センター所長 副委員長ご指摘の実際に現場に入っていくようなアウトリーチの手法でございますが、まず、いろんな方法を見家センのほうでもやっております、例えば子育てひろばというところを展開して、相談しにわざわざ窓口に行くのではなくお子さんと一緒に来ていただいて、お子さんを遊ばせながら、そこにいる支援員にご相談を頂けるような体制をさせていただいたり、また、この子育てコーディネーターのほうも、例えば各種の保育園ですとか幼稚園だとかそういった現場にも行って、親御さんと、保護者の方とお話をさせていただく機会を設けさせていただき、その中で子育ての関係でちょっと困り事があるんですけど、そういった相談に入っていくというようなことを、現在もやっているところでございます。

ただ、どうしても個別の話で言うと、まずは何も無いところからそこに行くというわけではなくて、お電話を頂いて、教育の困難度があればご家庭の訪問というのもあるかと思うんですけども、まずは、そういったお母様、お父様が集まる機会を捉まえて対応させていただきたいと思っておりますし、今後もそうしてまいりたいと思っております。

○えごし副委員長 現状でも、もう様々、こう、体制をやっていただいているというところで、先ほど、最後少しあった個別でご連絡いただいて、どうしても行けなかったら、少し訪問して相談を聞けるようなということもできるということですのでよろしいですね、そこはね。改めて確認です。

○宮原児童・家庭支援センター所長 いわゆる養育困難のご家庭に関するところと言うと、お電話の相談の中の深刻具合に基づきまして、家庭面談をさせていただいたりだとか、今も入っているような形でございます。そういったところの枠組みの中でやらせていただければと思っております。

○えごし副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

ほかはございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）千代田区こども家庭センターの設置についての質疑を終了いたします。

次に、（３）令和7年度 体力調査（都）の結果について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、私から令和7年度の体力調査の結果につきまして、教育委員会資料3を基に報告をさせていただきます。なお、資料3-1が調査の概要、3-2、3-3が全学年全種目の結果となっております。

初めに、資料3-1のほうをご覧ください。

項番の1、対象でございます。こちら中等教育学校につきましては、前期課程でございます。

項番の2です。調査項目につきましては、小学校、中学校ともに8種目となっておりますが、中学校においては、20mシャトルラン、もしくは持久走を選択するという形になっております。

項番の3です。実施期日としましては、令和7年6月でございます。

項番の4、調査結果ですが、詳細のほうは資料3-2、3-3でご覧いただければというふうに思います。

まず、資料3-2ですが、こちらは小学校、資料3-3が中学校、中等教育学校の前期課程の結果となっております。それぞれ各種目の上段が東京都、下段が千代田区の結果の平均となっております。また、東京都の結果を基準としまして千代田区の結果が5%上回った種目を青で、5%下回った種目を赤で示しております。

それでは、資料3-2の小学校の結果をご覧ください。こちら男女ともに反復横跳び、あと20mシャトルランは、全ての学年で東京都の平均を上回っているところです。これらの種目ですが、昨年度も大きく上回る学年が多い傾向にございました。

そのほかにも、複数の学年で東京都を上回っている種目としましては、男子では、握力、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、女子では立ち幅跳びがございます。一方で、長座体前屈においては男女ともに東京都を大きく下回る学年がありまして、こちら昨年度に引き続き、柔軟性というところでは課題が見られているところです。

続いて、資料の3-3の中学校、中等教育学校の前期課程のほうをご覧ください。こちらですが、小学校の結果とはまた逆に、握力や上体起こしにおいては男女ともに東京都を大きく下回る学年がございまして、基本的な筋力の定着に課題というところが見られました。このことは昨年度も同様の課題として見られています。

一方、長座体前屈においては、男女ともに大きく上回る学年がありまして、特に女子は

いずれの学年でも東京都を上回り、1年生と3年生では、高い傾向にあった昨年度の結果をもさらに上回った状態でございます。小・中学校ともに、昨年度と比較しまして、少しずつ課題の改善が見られるものも、まだ十分でないというところも、今回の調査で分かりました。

今後の対応につきましては、計画的にコオディネーショントレーニングに取り組むことだとか、また日頃の体育学習の体づくり運動をはじめとした学習の中で、筋力や柔軟性の向上を目指した運動を継続的に取り入れるなど、各学校に体力の向上につながる取組を推進するよう働きかけてまいります。

また、遊びや運動の日常化を図って、運動時間や運動機会を増やすだけでなく、また生活習慣の見直しを促進しまして、体力向上への意識づけを図ってまいります。

本件のご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 20mシャトルランが弱い、中学生が弱いなという印象を受けます。で、これ、私もシャトルラン、学生の頃にやっていたんですけども、実は同じ体力でも技術的に速くすることができるんですね。要するに、行ってから帰ってくる時の、あれの反動をうまく使うと相当伸びるので、これで比べると、もしかしたら本当の持久力が出ないなというのがあります。

要するに、これをもしやるのであれば、事前にこういうコツがあるよというふうに教えたほうが、私はいいいんじゃないかと。要するに不当に、千代田区だからマラソンとかができないから、あるいは外で遊べないから持久力が弱いんだよねと言われるのもしゃくじゃないですか。（発言する者あり）だったら、ちょっと対策を立てていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○上原指導課長 コツというよりも、このように実施することがその種目をしっかり正確に調査するというところの、いわゆる練習じゃないですけど、そういったところはしっかり伝達する必要はあるかなというふうに思っています。もしかしたら、経験が少なく、その種目にあまり、今、経験が少ない中で、いい結果が出せないというお子さんも中にはいるかもしれないので、そういったことも必要かなというふうに思います。

○池田委員長 はい。

おのでら委員。

○おのでら委員 前年度の比較でお話しいただいたので大分よく分かったんですけども。小学生の女子ですね、ソフトボールは、昨年、あまりよくなかったと思うんですけど、今回すごいよくなっているところがある。先ほど白川委員もおっしゃっていたように、何かコツの伝授があったのかもしれないんですけども、この辺りの何でよくなったのかなという分析というのはされているのかということと、やはりシャトルランのところについては、昨年は全体的によかったように思うんですね。で、今回、結構、都と比べて低いところが目立つようになってしまったので、その辺り何か理由とか、体育の授業の中で何か強化されていたのかとかですね、ソフトボールに関しては、何かありましたら教えてください。

○上原指導課長 投げる、投の運動というのは、また特殊な運動でございまして、少し専門家を呼んで、投げる動作を少し練習するだとか、そういったところはとてもよく取り組

んでいるところでございます。そういったところで、ソフトボール投げ等も伸びている結果に表れているかなというところなんですけど、ちょっと学年のそれぞれの毎年の傾向で、その辺りのちょっと差は、上下はあるかなというところなんです。

あと、シャトルランについても同様で、本年度の結果と、昨年度の結果、ちょっと同一集団とは違うところなので一概に言えないところなんですけれども、結果として少し下がっているところはあるんですけども、例年、数年前と比べますと、実は全体的に上がっている部分がありますので、特にコロナ禍で、大分その辺りの体力が低下したところが、今、改善の傾向が見えていますので、引き続き各学校の持久力向上というところについては図りたいなと思っています。

特に、ちょっと併せて、長くなって申し訳ございませんが、その持久走関係というのは、特にこの時期、学校がよく取り組むところですので、この調査は6月ぐらいですので、なかなかその結果というのは現れないというのは、実際のところあるかもしれません。

以上でございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（3）令和7年度 体力調査（都）の結果についての質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わり、続いて保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部の（1）後期高齢者医療保険料最終案について（算定案との比較）についての理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬保険年金課長 保健福祉部資料1、後期高齢者医療保険料最終案につきましてご報告を申し上げます。

こちらにつきましては、先月12月23日開催の文教福祉委員会にて保険料の算定案をご報告させていただいたところでございますが、このたび広域連合より保険料の最終案が示されましたので、その概要につきましてご報告をさせていただくものでございます。資料につきましては、前回12月の算定案と、今回の最終案を比較できるような形で作成をしております。

項番2、保険料率をご覧ください。こちらは政令どおりの数値を記載した表となりまして、医療給付費を加入者が負担する保険料で全額賄うと仮定した場合の数値になります。表の真ん中、太枠に記載の最終案の数値と算定案を比較いたしますと、表の一番下、1人当たり平均保険料額では、算定案の13万5,153円から3,495円増額となり、13万8,648円となったところでございます。

その下、①に記載がございます。区市町村からの負担金で賄います特別対策につきましては、資料に記載の5項目の合計で、算定案の230億円から2億円増額となり、最終案では232億円となったところでございます。こちらの特別対策を実施いたしまして、保険料の上昇を抑えたものが、この表の下にございます特別対策ありの保険料額等の表になります。こちらの1人当たりの平均保険料額では、算定案の12万3,827円から3,573円増額となり、12万7,400円となったところでございます。

項番3、12月の算定案から今回の最終案にかけまして、保険料が上昇した要因でござ

いますけれども、広域連合からの説明によりますと、年末に診療報酬改定がございまして、来年度から診療報酬が引き上げられることにより、さらに医療給付費が増大する見込みとなったということが一番大きな要因であるとの説明を受けているところでございます。

最後に、項番4、今後のスケジュールでございます。1月29日開催の広域連合議会にて、保険料改定に伴う条例案が議決される予定でございます。これを受けまして、広域連合規約を改正するための区市町村の議決が必要となってまいります、そのための議案につきましては、2月の令和8年第1回定例会におきましてご審議いただく予定としてございます。最終的には、令和8年3月中に都の広域連合規約の改正を目指すスケジュールとしておるところでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのぞら委員 一つだけ確認させてください。今回、算定案から最終案にかけて保険料が上昇した要因が、診療報酬が引上げになったということではあるんですけども、診療報酬の引上げ、今回は本体部分で3.09%で、薬価のところは下がったので0.87%下がりました。で、全体では2.22%の上がりだと思いませんか。それに対して、今回、平均保険料というのは2.9%上がってしまっているんで、この辺りの考え方というか関連というのは、どのように計算されているんでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 診療報酬の改定のところ、今、委員おっしゃられたとおりのところございまして、その改定率で算定ということなんですけれども、その増加分のところですね、詳しい関連性のところの数はなかなかつかないところなんですけれども、全体的で申し上げますと、医療給付費、前回算定時の、今期ですね、今期の医療給付費で、前回の算定時3兆1,805億円から、今回の算定時で3兆4,516億円へと、2,711億円増大しているというところが非常に大きな要因となっております。

このほか、医療給付費、この診療報酬改定の額のほかにも上がってしまった理由がございまして、被保険者数が前回算定時よりも1万2,500人増大していることですか、また、何よりも子ども・子育て支援金、こちら来年度から始まりますけれども、こちらの増額分として127億8,000万円というような説明も受けているところでございますので、こういった要因で、全体的に医療費のほうも含めまして、保険料、保険料率が上がってきているという状況でございます。

○おのぞら委員 じゃあ、再確認ですけども、ここに書いてある3番というのは、診療報酬の改定以外にもあったということで、これは主な要因というふうに理解すればよろしいということですかね。

○小阿瀬保険年金課長 大変申し訳ございません。説明がちょっと不十分でございましたけれども、今回、資料として出させていただいておりますのが、前回の算定案から今回の最終案にかけての増額ということでございまして、大きな要因といたしましては、今ご指摘いただきましたように、この診療報酬改定がありましたことが非常に大きな要因であるということ、広域連合からは説明を受けているところでございます。

○おのぞら委員 算定案が上がったというのは前回もご説明いただいたところなのでそこは理解しているところなんですけど、その主な理由として挙げられる診療報酬の引上げ幅と、この算定案から最終案の引上げ幅の関連ということでちょっと伺ったので、ちょっと

その辺りは、今後区民の皆様にご説明するためにもしっかりと、何で2.9%なのかというのは把握いただければと思います。（「うん」と呼ぶ者あり）

○小阿瀬保険年金課長 診療報酬改定に伴うこと、プラスアルファの部分ですね、そこら辺の部分も要因を研究いたしまして、区民の方には丁寧なご説明に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 その算定案から引き上がった理由が診療報酬の引上げだということが主な原因というふうにおっしゃいましたけれど、診療報酬引上げというのはもう医療機関から強く要望されており、この引上げじゃ足りないという声も上がっていて、特に人件費などを考えれば、もっと本当は上げたかったけど、そうすると今度は保険料が上がってしまうということで、大きな、本当に矛盾なんだけれども。

やっぱりね、広域連合が決めることなんで、区として独自というふうにはなかなかいかないと思うんだけど、やはりこの物価高騰の中でこれだけの保険料が上がるというのは、やっぱり相当な高齢者にとっては負担になるということで、何かこう、負担の軽減策なりそういうのをもっと広域連合に対しても言っていたきたいなと思うし、もし区として軽減策がもし可能であるならばいろいろ検討すべきだと思いますけれども、そこについてはいかがですかね。

○小阿瀬保険年金課長 保険料が上がってしまうことにつきましてというところでございますけれども、現状におきましては、高齢者の負担率を低く抑えましたり、また保険料軽減策として、現在も特別対策を行いましたり、また基金を活用したりだとか、また多額の公費、こういったものを入れ込んだりしております、これでも何とか保険料の上昇を抑える努力はしてきているものというふうに思っております。こうした中で、現状で被保険者数が増大してきているとか、先ほどの医療給付費が伸びてきているところでもありますとか、また来年度から子ども・子育て支援金対応があるというところで、保険料が上がっていく要素が非常に多いという中でございまして、保険料をかなり、さらに下げていくというのはかなり難しいことだというふうには認識しておるところでございます。

ただ、ご指摘いただきましたように、私どももやっぱり保険料を抑えたい気持ちというのは当然持っておりますし、今後もまだまだ医療費の適正化というところも努力ができる部分はあるんじゃないかということもございまして、こうしたことを図りながら、頂きましたご意見につきましては、関係する課長会もございまして、こういったところでも共有させていただければというふうに思っているところでございます。

○池田委員長 はい。この引上げについては2年に1回の見直しで、毎回上がってしまうというのはもう本当に仕方がないかもしれないんですけども、広域連合のほうでも様々検討しながら、で、これ、今、説明があったように、保険料増額抑制対策というところをかなりやりながら、引下げ、引上げを抑えているというところと並行して、東京都のほうからの基金というんですかね、広域連合の基金なのかな、その辺りも、しっかりと加味して踏まえて、これだけ抑制をしているというところも説明ができるようでしたらお願いしたいんだけど、いかがでしょうかね。

○小阿瀬保険年金課長 今、委員長ご指摘いただきましたように、やはり東京都からの基

金、広域連合の基金、これ、423億円、今、導入するというような話もございまして、こうした前向きな東京都との調整なんかもありまして、基金も導入しつつ、こういう特別対策、先ほど申し上げましたけれども、高齢者の負担率というのも全医療費の中の大体13%ぐらいに抑えましたりですとかやっている中で、保険料を低く設定を、何とか努力してやらせていただいているというところではご理解を賜ればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○池田委員長 はい。

ほかにはございますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）後期高齢者医療保険料最終案について（算定案との比較）を、質疑を終了いたします。

以上で、日程の2、報告事項を終わります。

次に、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○岡福祉総務課長 来年度の敬老会の日程及び会場につきまして、ご案内させていただきます。

令和8年度の敬老会でございますが、令和8年9月7日の月曜日と9月8日の火曜日を予定しております。会場につきましては、今年度と同様、ヒューリックホール東京を予定しております。

簡単ではございますが、ご報告、以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して質問はございますか。

○おのぞら委員 今年も9月の早い段階でやられるということなので、かなりの暑さがまだ想定されるので、その辺りの対策というのはしっかり行われるということによろしいでしょうか。

○岡福祉総務課長 この日程というのが、やっぱり敬老週間は、これに合わせまして9月のこの時期でという形でさせていただいておりますけれども、今年度も、長い間、9月、それも、過ぎるところまで暑い時期が続いたところでございます。安全対策をしっかりと行えるように尽力してまいりますので、これから研究を進めていきたいというふうに思っております。

○池田委員長 はい。

ほかにはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で、日程の3、その他を終わります。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時15分閉会